

報告第5号

中条町・黒川村任意合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 中条町・黒川村任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第9条第2項の規定に基づき、中条町・黒川村任意合併協議会分科会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、中条町・黒川村任意合併協議会専門部会長(以下「部会長」という)の指示を受け、中条町・黒川村任意合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する事項及び合併に関し必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会の委員は、協議会を構成する町村の職員で、担当職員にあるものをもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

(役員職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、会議の座長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

5 前項の場合において、当該会議の座長は、主たる会議事項となる事務を所管する分科会長が当たるものとする。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する担当部門が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。